

第2章

鳥獸保護管理法

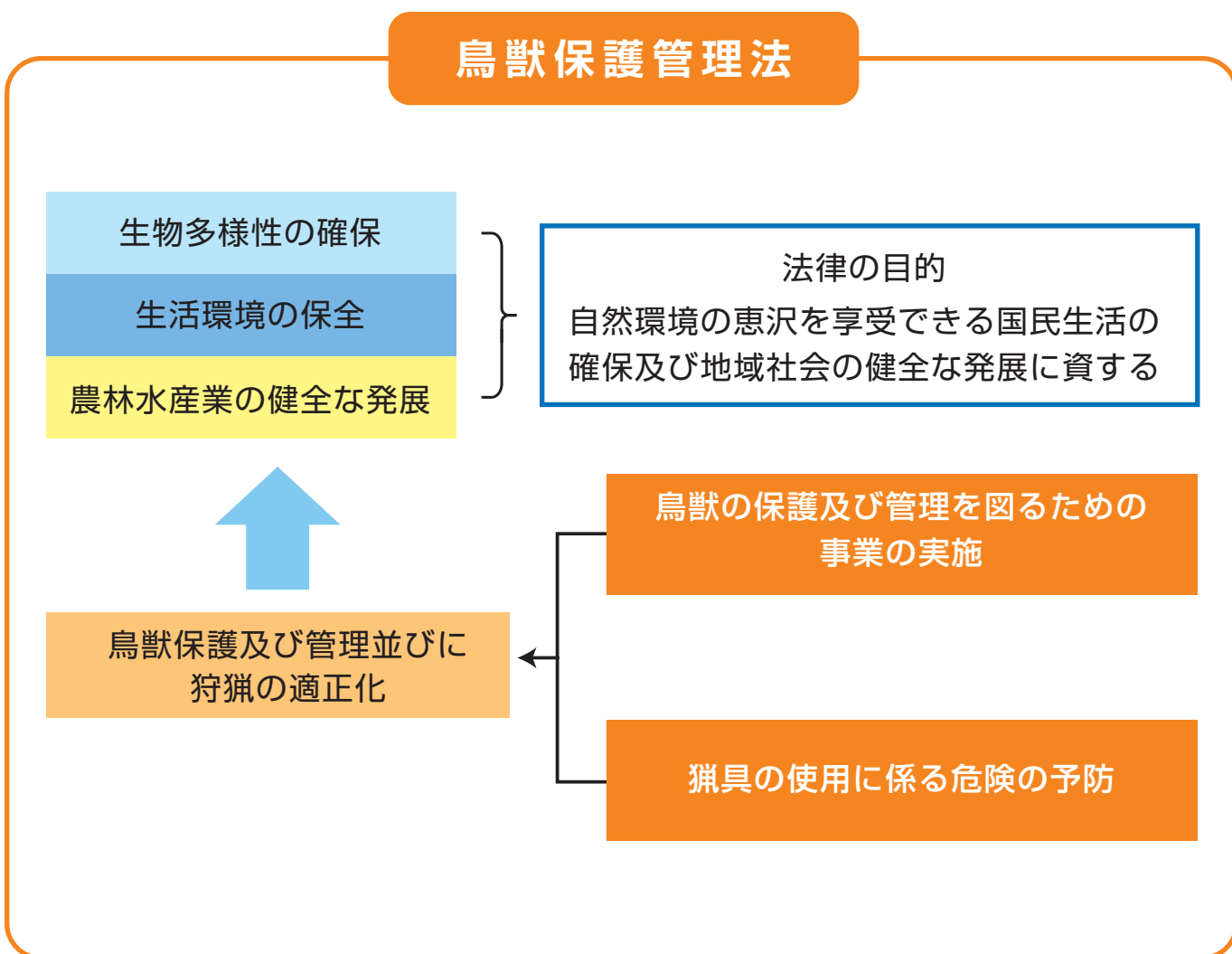
2-1 | 鳥獣保護管理法の概要

1 目的

平成26(2014)年5月、鳥獣保護法が改正され、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)に改められました。

鳥獣保護管理法では、鳥獣の「保護」及び「管理」並びに「狩猟の適正化」を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することとしています。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが定められています。



2 施策体系

環境大臣は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進します。

都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣保護管理計画の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施します。

なお、鳥獣保護管理を行う民間団体や市民については、行政との連携を十分に図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されます。特に、鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、未収穫作物や生ごみ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努める必要があります。

● 第一種特定鳥獣保護計画

その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画

● 第二種特定鳥獣管理計画

その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

● 希少鳥獣保護計画

国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画

● 特定希少鳥獣管理計画

特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画

3 鳥獣の保護と管理

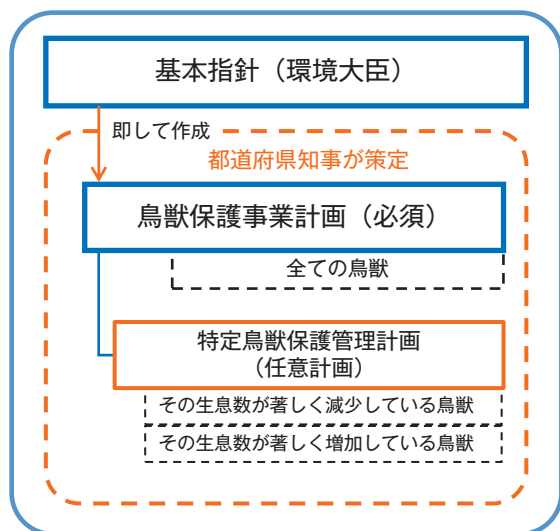
鳥獣保護管理法では、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定しています。

● **鳥獣の保護**：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること。

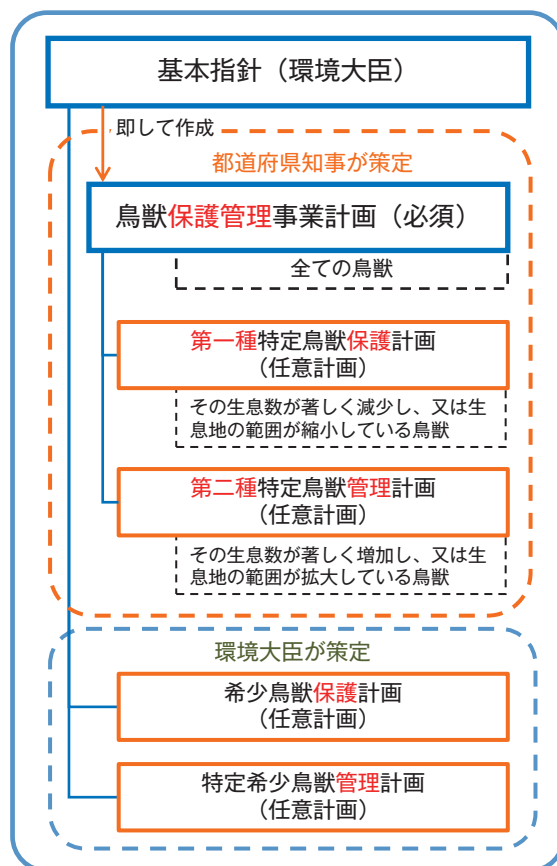
● **鳥獣の管理**：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること。

鳥獣保護管理法の施策体系

【改正前】



【改正後】



4 鳥獣の捕獲の枠組み

鳥獣保護管理法では、鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲、殺傷又は採取（以下「捕獲等」という。）が禁止されています。

ただし、生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められています。

許可権限者

許可の権限者は、以下の通りとなっています。

- 環境大臣:国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣の捕獲等の場合及びかすみ網を用いた捕獲の場合
- 都道府県知事:大臣許可の対象となるもの以外の鳥獣の捕獲等の場合（※）

（※）多くの都道府県では、地方自治法第252条の17の2の規定又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条の規定に基づき、その捕獲許可権限の一部を市町村長に移譲しています。

許可の基準

捕獲許可の基準については、上記の許可権限者が、捕獲の目的ごとに、鳥獣の種類・員数・期間・区域・方法等に関する要件を定めています。

都道府県の捕獲基準については、知事が策定する鳥獣保護管理事業計画の中に定められています。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林水産業等の 被害防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣（46種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

5 狩猟

鳥獣保護管理法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止されています。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要があります。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
 ※放鳥獣猟区にのみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
 ※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
 ※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
 3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1,000円）

狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日
 北海道：10月1日～1月31日
 （第二種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）



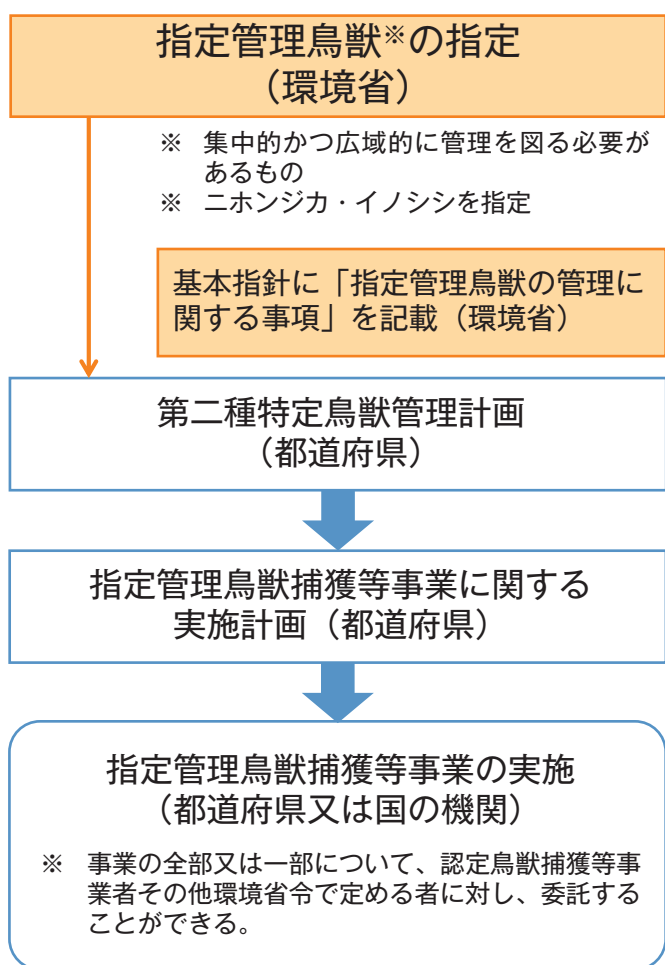
2-2 | 指定管理鳥獣捕獲等事業について

鳥獣保護管理法では、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業として「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施することができることとしています。

当該事業については、捕獲等の許可を不要とすることや、一定の条件下（※）で夜間銃猟を可能とするなど、規制緩和を行うこととしています。

（※）都道府県知事又は国の機関が、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

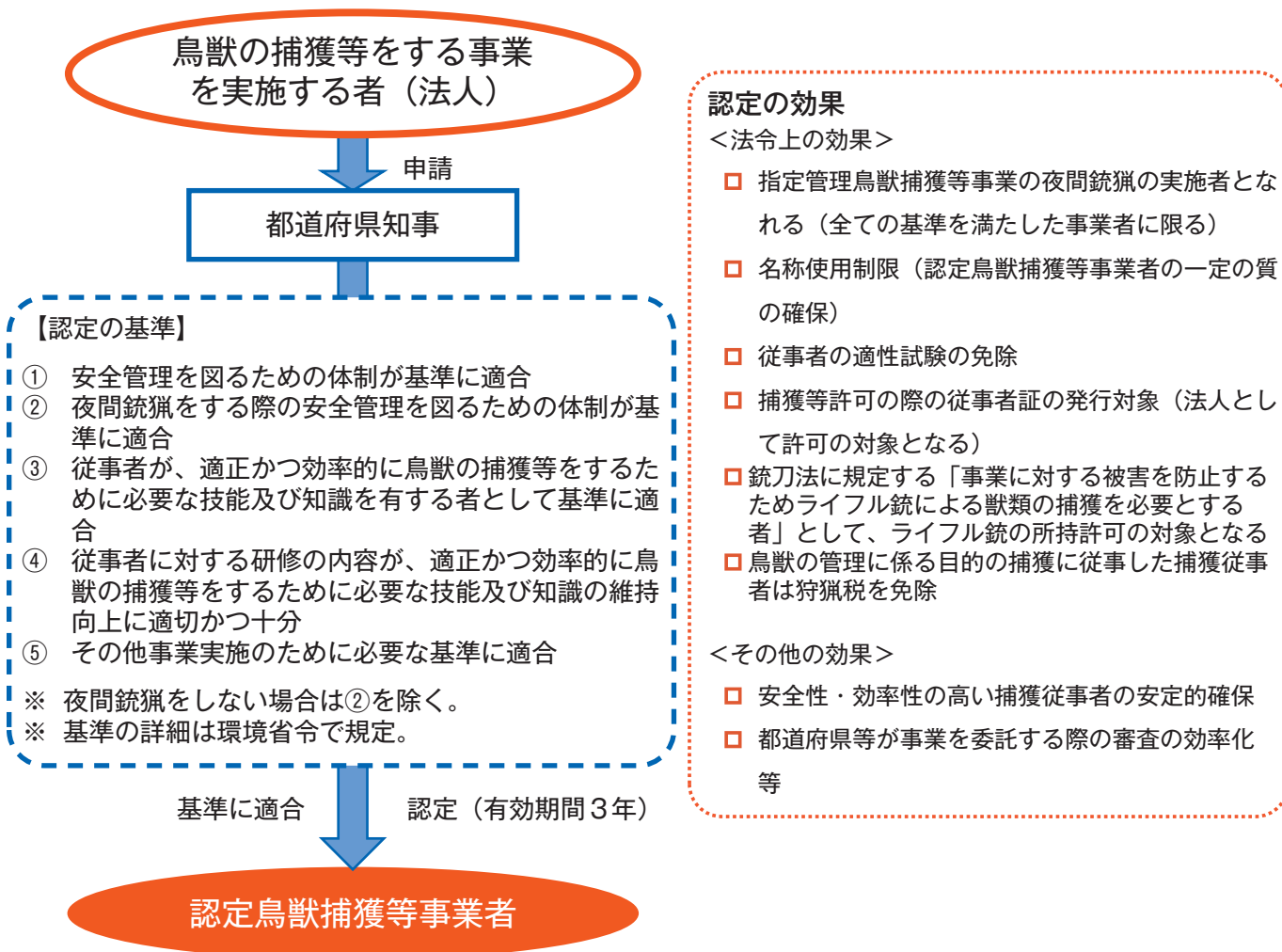


指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- ☐ **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- ☐ **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- ☐ **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-3 認定鳥獣捕獲等事業者制度について

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度です。



1 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において、麻醉銃による鳥獣捕獲等ができることとしています。

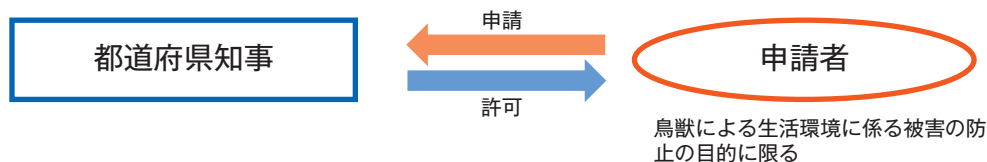
2 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（第38条・第38条の2）

「2-5 鳥獣保護管理法よくある質問」を参照

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（第40条）

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20歳に満たない者」から「18歳に満たない者」に引き下げる。

Q：鳥獣の捕獲について、狩猟以外に方法があるのでしょうか。

A： 鳥獣の捕獲には、狩猟以外に「許可捕獲」があります。
 狩猟は、狩猟鳥獣を狩猟期間に定められた猟法で捕獲することですが、許可捕獲は、鳥獣による生態系等への被害の防止等、特定の目的のため、都道府県知事等の許可を受け、鳥獣を捕獲することです。

狩猟と許可捕獲等との違い

		狩猟	許可捕獲等 (指定管理鳥獣捕獲等事業を含む)
考え方		一定の条件の下で、 狩猟者の自由意思に基づいて、多様な目的 で行われる捕獲行為	許可権者により限定された条件（捕獲数・時期・区域・方法等）の下で、 特定の目的 で行われる捕獲行為
捕獲の実施者		狩猟者	申請をして許可を受けた者
条件	目的		学術研究、鳥獣の管理、その他
	対象鳥獣	狩猟鳥獣（46種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵
	捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)
	実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)
	実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域 ※銃猟については住居集合地域等の規制有り
個別の手続き		狩猟免許の取得、狩猟者登録	許可の取得

注) 令和4年9月よりゴイサギとバンが狩猟鳥獣の指定から解除されました。

Q：市街地等に出没したサルを麻醉銃で捕獲する場合、どのような手続きが必要ですか。

A： 近年、サルやクマ等が住宅地や集落付近に出没し、家屋侵入等の生活環境被害や人身被害が発生しています。

サルを網で捕獲することは難しく、また大勢で追い回すと興奮するなど、捕獲しにくいことから、麻醉銃を使用することで迅速かつ確実に捕獲できます。

原則として、住居集合地域等に定着した又は定常的に出没し、生活環境被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている場合であって、被害の状況・程度を踏まえ、追い払いやわな捕獲等の取り得る手段について捕獲作業の安全性や迅速性を比較・検討し、麻醉銃猟が適切と判断される場合に実施します。また、麻醉銃猟に習熟した従事者を含む体制が必要であるため、全ての状況に適用できる訳ではないので、住居集合地域等にサルなどが出没した際の対応策の選択肢の一つです。

住居集合地域等において、麻醉銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法に基づく次の許可が必要です。

- ①鳥獣の捕獲等の許可（同法第9条第2項に基づく申請）
- ②住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（同法第38条の2第2項に基づく申請）
- ③麻醉薬の種類（※）及び量により、危険猟法に該当する場合には、危険猟法の許可（同法第37条第2項に基づく申請）

（※）麻醉薬の種類によっては、麻醉及び向精神薬取締法に基づき、麻薬研究者免許の取得の手続きが必要な場合があります。

なお、クマ等が住居集合地域等に出没し、人の生命や身体に危険を生じる状況においては、警察官職務執行法（第4条第1項）の適用も視野に、普段から警察部局と密接に連携・協力して対応できる体制整備が必要です。



● 参考資料

「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」「鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業(鳥獣プロデータバンク)」について

● 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

ア) 事業内容

都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援します。

- (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- (2) 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の捕獲等
- (3) 効果的な捕獲の促進(効果的な捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲)
- (4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成(捕獲技術向上のための研修会等)
- (5) ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(狩猟者育成のための食肉衛生の講習会等)
- (6) ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援(捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等)

イ) 事業実施主体

都道府県、複数の都道府県が参加する連携捕獲協議会

ウ) 補助率

1/2、2/3、定額

交付要綱等の交付金に関する詳細については、下記のリンクよりご参照ください。

(<https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html>)

● 鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業(鳥獣プロデータバンク)

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家**を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援します**。

詳細は「鳥獣プロデータバンク」Webサイトをご覧ください!
登録されている専門家の『活動レポート』も掲載中!

